

## 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る感染症一覧

	No	疾患名
1 類	1	エボラ出血熱
	2	クリミア・コンゴ出血熱
	3	痘そう
	4	南米出血熱
	5	ペスト
	6	マールブルグ病
	7	ラッサ熱
2 類	8	急性灰白髄炎
	9	結核
	10	ジフテリア
	11	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
	12	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
	13	鳥インフルエンザ(H5N1)
	14	鳥インフルエンザ(H7N9)
3 類	15	コレラ
	16	細菌性赤痢
	17	腸管出血性大腸菌感染症
	18	腸チフス
	19	パラチフス
	20	E型肝炎
	21	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）
4 類	22	A型肝炎
	23	エキノコックス症
	24	黄熱
	25	オウム病
	26	オムスク出血熱
	27	回帰熱
	28	キャサヌル森林病
全 数 把 握 の 対 象 疾 患	29	Q熱
	30	狂犬病
	31	コクシジオイデス症
	32	エムポックス
	33	ジカウイルス感染症
	34	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）
	35	腎症候性出血熱
全 数 把 握 の 対 象 疾 患	36	西部ウマ脳炎
	37	ダニ媒介脳炎
	38	炭疽
	39	チクングニア熱
	40	つつが虫病
	41	デング熱
	42	東部ウマ脳炎
全 数 把 握 の 対 象 疾 患	43	鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く）
	44	ニパウイルス感染症
	45	日本紅斑熱
	46	日本脳炎
	47	ハンタウイルス肺症候群
	48	Bウイルス病
	49	鼻疽
全 数 把 握 の 対 象 疾 患	50	ブルセラ症
	51	ベネズエラウマ脳炎
	52	ヘンドラウイルス感染症
	53	発しんチフス
	54	ボツリヌス症
	55	マラリア
	56	野兎病
全 数 把 握 の 対 象 疾 患	57	ライム病
	58	リッサウイルス感染症
	59	リフトバレー熱
	60	類鼻疽
	61	レジオネラ症
	62	レブトスピラ症
	63	ロッキー山紅斑熱

	No	疾患名
全 数 把 握 の 対 象 疾 患	64	アメーバ赤痢
	65	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）
	66	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
	67	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）
	68	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）
	69	クリプトスピリジウム症
	70	クロイツフェルト・ヤコブ病
	71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
	72	後天性免疫不全症候群
	73	ジアルジア症
	74	侵襲性インフルエンザ菌感染症
	75	侵襲性髄膜炎菌感染症
	76	侵襲性肺炎球菌感染症
	77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）
	78	先天性風しん症候群
	79	梅毒
	80	播種性クリプトコックス症
	81	破傷風
	82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
	83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
	84	百日咳
	85	風しん
	86	麻しん
	87	薬剤耐性アシнетバクター感染症
定点把握の対象疾患	88	RSウイルス感染症
	89	咽頭結膜熱
	90	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
	91	感染性胃腸炎
	92	水痘
	93	手足口病
	94	伝染性紅斑
	95	突発性発しん
	96	ヘルパンギーナ
	97	流行性耳下腺炎
	98	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
	99	新型コロナウイルス感染症（（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）
	100	急性呼吸器感染症
	101	急性出血性結膜炎
	102	流行性角結膜炎
	103	性器クラミジア感染症
	104	性器ヘルペスウイルス感染症
	105	尖圭コンジローマ
	106	淋菌感染症
	107	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）
	108	細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）
	109	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
	110	マイコプラズマ肺炎
	111	無菌性髄膜炎
	112	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
	113	薬剤耐性緑膿菌感染症
疑似症定點	113	法第14条で定める疑似症 (発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。)